



工事検査に係る通知について（通知）（その１）

技術基準の種類:設計・施工
通知日:平成15年10月8日

管第1294号
平成15年10月8日

部 内 各 課 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥取空港管理事務所長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

様

管 理 課 長
(公印省略)

工事検査に係る通知について（通知）

下記について、別添写しのとおり総務部行政監察室より通知がありましたので、今後の取扱いに注意してください。

記

- 1 工事検査におけるクロス検査の徹底について
- 2 工事検査室が検査を行う対象工事について
- 3 建設工事検査チェックリストに係る判断基準について



行 第 330 号
平成15年10月1日

防災危機管理課長
各部主管課長
各総合事務所長
各地方農林振興局長
各地方県土整備局長
鳥取県企業局総務課長
鳥取県病院局総務課長
鳥取県教育委員会事務局教育総務課長
鳥取県警察本部会計課長
鳥取県住宅供給公社事務局長
境港管理組合事務局長

様

鳥取県総務部行政監察監
(公印省略)

建設工事検査チェックリストに係る判断基準について (通知)

2000万円以上の工事検査の第一次評定者を総括監督員1人としたことに伴い、総括監督員の判断基準を別紙の通り改定し、平成15年10月15日から適用することとしましたので、今後の取扱いに注意してください。

なお、貴所属各課(室)、各機関に対しても、このことをお知らせいただくようお願いいたします。

別 紙

土木工事関係

(様式1-21)

建設工事検査チェックリスト 判断基準 (総括監督員用)

1. 施工体制

(1) 施工体制一般

チェック項目		判断基準
工 計 画 書	1 工事概要	普通 下記項目が記載されている。 不良 上記以外。 ☐ 工事名、工事場所、工期が正しく書かれている。 ☐ 請負金額及び請負者名が正しく書かれている。 ☐ 工事概要が正しく書かれている。
	2 計画工程表	普通 下記項目を考慮し、記載されている。 不良 上記以外。 ☐ 工種別に施工予定時期が記載されている。 ☐ 工種別の構成比率が記載されている。 ☐ 総合工程曲線が記入されている。 ☐ 現場条件が反映された無理のない工程となっている。 ・出水期 ・交通規制 ・気象条件 など
	3 現場組織表	普通 下記項目が記載されている。 不良 上記以外。 ☐ 現場代理人が選任通知と同じ者である。 ☐ 主任（監理）技術者が選任通知と同じ者である。 ☐ 下請負人を含む各工種責任者及び作業範囲が明確である。
	4 安全管理	良 下記項目のうちの該当項目が8割以上記載されている。 普通 下記項目のうちの該当項目が6割以上8割未満記載されている。 不良 上記以外。 ☐ 安全訓練の予定時間が月あたり半日（240分）以上となっている。 ☐ 安全訓練の内容が工事内容及び時期と一致する。 ☐ 新規入場者教育が計画工程表及び施工体制台帳の内容及び時期と適合する。 ☐ 安全管理体制が設置されている。 ☐ 工事関係者連絡会議が設置されている。（関連工事有りの場合） ☐ 山留め、仮締切り等の点検・管理がチェックリストなどにより行われる。 ☐ 足場や支保工の点検・管理がチェックリストなどにより行われる。 ☐ 社内パトロールが予定されている。
	5 指定機械	普通 設計図書に指定機械の記載がある場合、下記項目のうちの該当項目が記載されている。 不良 上記以外。 ☐ 指定機械の機種、規格 ☐ 指定機械の用途及び使用時期
	6 主要資材	普通 下記項目が全て記載されている。 不良 上記以外。 ☐ 品質規格が設計図書及び仕様書に示す規格に適合するもの、あるいは同等品以上である。 ☐ 使用数量が適切である。
	7 施工方法	良 下記項目のうちの該当項目が8割以上記載されている。 普通 下記項目のうちの該当項目が6割以上8割未満記載されている。 不良 上記以外。 ☐ 主要な工種、重要な工種が記載され、現場条件、施工時期を反映した施工方法、使用機械となっている。 ☐ 準備工が記載されている。 ・着工前測量の実施、照査及び提出 など ☐ 仮設工（設計図書に規定したもの）について記載されている。 ・仮設物の設置、撤去時期 ・仮水路 ・工事用道路 など ☐ 各工種の施工方法が仕様書等に基づく内容である。 ・鳥取県土木工事共通仕様書 ・特記仕様書（現場説明書、特記事項） ・土木工事（建築工事）安全施工技術 ・土木工事（建築工事）公衆災害防止対策要綱 ☐ コンクリートの打設、養生が適切である。 ・打設方法 ・打継処理 ・暑中（寒中）コンクリート対策 ☐ 型枠の脱枠時期が記載されている。 ・テストピース ・コンクリート構造物ひび割れ抑制対策指針 など

チェック項目	判断基準
8 施工管理計画	良 下記項目のうちの該当項目が8割以上記載されている。 普通 下記項目のうちの該当項目が6割以上8割未満記載されている。 不良 上記以外。 *工程管理 ☐ 月毎の進捗確認と履行報告が明記されている。 ☐ 段階確認の内容、時期が明記されている。 *出来形管理 ☐ 管理項目が適切である。 ☐ 管理点数が適切である。 ☐ 管理基準が明記されている。 ☐ 出来形を確保するための独自の取組が実施される。 ・自主管理（項目、点数、基準） など *品質管理 ☐ 管理項目が適切である。 ☐ 管理点数が適切である。 ☐ 管理基準が明記されている。 ☐ 品質を確保するための独自の取組が実施される。 ・自主管理（項目、点数、基準） など *写真管理 ☐ 管理項目が適切である。 ☐ 管理点数が適切である。
9 緊急時の体制及び対応	普通 下記項目が記載されている。 不良 上記以外。 ☐ 昼夜及び休日の連絡体制及び対応責任者が記載されている。 ・病院 ・警察 ・労働基準監督署 ・発注者 ・地元関係者 ・施設管理者 など ☐ 緊急用機資材の確保体制が記載されている。
10 交通管理	普通 下記項目が記載されている。 不良 上記以外。 ☐ 交通規制の内容及び時期 ☐ 交通整理員の配置及び時期 ☐ 主要機材の搬入出計画 ☐ 過積載防止への取り組み ☐ 保安施設の設置計画（一般交通に影響がある場合は、保安施設設置基準に基づくこと。） ・案内標識 ・予告看板 ・規制看板 ・警戒標示板 ・立入防止柵 など
11 環境対策	普通 下記項目が記載されている。 不良 上記以外。 ☐ 契約図書に指定された環境対策が記載されている。 ・水質汚濁防止 ・振動防止 ・騒音防止 など
12 現場作業環境の整備	普通 下記項目が記載されている。 不良 上記以外。 ☐ 作業員休憩所、便所等の設置予定箇所。 ☐ 現場及び周辺の整理整頓。
13 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法	普通 下記項目が記載されている。 不良 上記以外。 ☐ 残土の処理方法が記載され、設計図書に適合する。 ☐ 廃棄物の処理及び搬出方法が記載され、設計図書に適合する。 ☐ 再生資材の利用計画が記載されている。
14 その他	普通 下記項目が記載されている。 不良 上記以外。 ☐ 他工事との関連内容と時期 ☐ 中間検査の時期 ☐ 施工図提出の時期・橋梁・機器製作等

チェック項目		判断基準
施工体制	1 有資格者	普通 下記項目のうち該当項目が記載されている。 不良 上記以外。 ☐ 作業主任者が選任され作業した。 ・ 高圧室内作業 ・ コンクリート砕砕機を用いて行う砕砕作業 ・ 掘削高さ2m以上となる地山の掘削作業 ・ 土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取り付け又は取り外し作業 ・ ずい道等の掘削作業、ずり積み、支保工組立、ワッパ外取付け、吹付作業 ・ ずい道等の覆工の作業 ・ 型枠支保工の組立て又は解体の作業 ・ つり足場、張り足場又は高さ5m以上の構造物の足場の組立、解体、変更の作業 ・ 建築物の骨組み、又は塔で金属製の部材で構成されるもの（5m以上）の組立、解体又は変更の作業 ・ 橋りょうの上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの或いはコンクリート造りのもの（高さ5m以上又は支間30m以上）の架設、解体又は変更の作業など ☐ 専門技術者が作業した。（土木一般工事） ☐ 運転士（免許）が作業した。 ・ 発破技士、火薬類取扱保安責任者 ・ クレーン運転士（5t以上） ・ 潜水土 など ☐ 技能士（技能講習修了者）が選任され作業した。 ・ 小型移動式クレーン技能士（5t未満） ・ ガス溶接技能士、 ・ 車輦系建設機械運転技能士（3t以上） ・ 高所作業者運転技能士（高さ10m以上） ・ 玉掛技能士（つり上げ荷重1t以上） など * 舗装自社施工義務対象工事 ☐ 選任通知書の職員、機械が登録されているものであった。 ☐ 選任通知書に記載されている職員、機械で施工された。
	2 施工体系図、 施工体制台帳	普通 下記項目が記載されている。 不良 上記以外。 * 下請負契約がある場合 ☐ 元請負人が下請工事の施工に実質的に関与した。（一括下請が認められなかった。） ・ 自ら総合的に企画、調整及び各種管理の指導 ・ 下請負に対する技術指導及び監督 など * 下請金額5百万円以上の下請契約がある場合 ☐ 建設工事下請報告書が提出された。 * 下請金額の総額が3千万円以上の下請契約がある場合 ☐ 施工体制台帳に必要な事項が記載されている。 ・ 請負人の建設業許可種類 ・ 工事名称 ・ 内容及び工期 ・ 発注者との契約年月日 ・ 発注者及び請負者の名称及び住所 ・ 監督員氏名 ・ 現場代理人氏名 ・ 管理技術者氏名及び資格 ・ 主任技術者等 ・ 下請負人との契約年月日 ・ 下請負人の名称及び住所 ・ 下請負人の建設業許可 など ☐ 施工体系図が工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられている。
官公署手続等	1 官公署への手続き・届出	普通 下記項目が記載されている。 不良 上記以外。 ☐ 警察署（交通規制、道路占用届） ☐ 労働基準監督署長（厚生労働大臣）への届出 ・ 高さ31mを越える建築物又は工作物の建設、改造、解体又は破壊の仕事 ・ 支間長30m以上50m未満の橋梁の上部構造の仕事 ・ ずい道等の建設等の仕事 ・ 掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削の作業の仕事 ・ 圧気工法による作業を行う仕事 ・ 耐火建築物又は準耐火建築物で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去作業を行う仕事 ・ その他 ☐ 消防署 ☐ 海上保安部 ☐ 鉄道管理者 ☐ 河川、道路管理者（使用許可など） ☐ その他施設管理者 ・ 上下水道 ・ 電気 ・ ガス ・ 電話 など

チェック項目		判断基準	
改善指導事項	改善指導の有無	有	下記項目に対して改善指導を行った。
		無	上記以外。
	改善指示に対する対応	有	改善指示に従わなかった。
		無	上記以外。

(2) 現場代理人

チェック項目		判断基準	
執務の執行 運営取締り	1 現場の常駐	普通	常駐している。
		不良	上記以外。
	2 工事内容の理解	良	下記項目のうちの該当項目が8割以上実施されている。
		普通	下記項目のうちの該当項目が6割以上8割未満実施されている。
		不良	上記以外。
			☐ 工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっていた。 ☐ 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共に良く指導している。 ☐ 作業主任者を選任し配置している。 ☐ 専門技術者を選任し配置している。
	3 監督員との連絡、協議及び協調	良	下記項目のうちの該当項目が8割以上実施されている。
		普通	下記項目のうちの該当項目が6割以上8割未満実施されている。
		不良	上記以外。
			☐ 監督員との連絡調整を書面で行った。 ☐ 現場代理人への連絡が速やか取れた。 ☐ 立会（段階）確認の手続きが事前（2日前まで）に行われた。 ☐ 休日作業届けが事前に提出された。 ☐ 工事カルテの登録が、監督員の確認を受けて契約後10日以内に行われた。 ☐ 建退共の掛金収納書の写しが契約締結後1ヶ月以内（完成時）に提出された。
	4 工事に関する提案状況	良	下記項目が実施されている。
		普通	上記以外。
			☐ 工事に先立ち創意工夫または提案をもって工事が進められた。 内容 _____
改善指導事項	改善指導の有無	有	下記項目に対して改善指導を行った。
		無	上記以外。
	改善指示に対する対応	有	改善指示に従わなかった。
		無	上記以外。

(3) 主任（監理）技術者

チェック項目		判断基準	
技術力 判断力	1 主任（監理）技術者の専任	普通	下記項目のうちの該当項目が実施されている。
		不良	上記以外。
			☐ 専任であった。（主任技術者は、請負金額が土木2千5百万円以上） ☐ 配置予定技術者であった。（請負金額が土木3千万円以上）
	2 工事内容の把握・理解	良	下記項目のうちの該当項目が8割以上実施されている。
		普通	下記項目のうちの該当項目が6割以上8割未満実施されている。
		不良	上記以外。
			☐ 契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けて施工を行った。 ☐ 契約書、設計図書、指針等を良く理解し工事を行った。 ☐ 段階確認報告書の工種、項目、頻度が適切であった。
	3 主任（監理）技術者の技術力	良	下記項目のうちの該当項目が8割以上実施されている。
		普通	下記項目のうちの該当項目が6割以上8割未満実施されている。
		不良	上記以外。
			☐ 施工計画を自ら作成し、監督員の質問等に的確に回答した。 ☐ 管理資料を自ら作成、あるいは従事する者の技術上の指導監督を行い、監督員などの質問に的確に回答した。 ☐ 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めた。